

6 対象事業の目的及び内容

6 対象事業の目的及び内容

6.1 事業の目的

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）は、一般廃棄物の中間処理を23区が共同で行うために設置した特別地方公共団体である。ごみの収集、運搬は23区が実施し、埋立処分は東京都に委託しており、それぞれの役割分担の中で、清掃一組は23区や東京都と連携して清掃事業を進めている。

現在、中央防波堤内側埋立地内では中防不燃ごみ処理センターの第二プラント（以下「第二プラント」という。）で不燃ごみを、対象事業の区域（以下「計画地」という。）に隣接する粗大ごみ破碎処理施設で粗大ごみの処理を行っている。

中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤードや粗大ごみ破碎処理施設の受入・搬出ヤードは、屋根はあるが壁で囲まれていないため騒音等の環境対策が十分ではなく、今後の周辺環境の変化に適應することは困難な状況となっている。

また、第二プラントは、しゅん工時の廃プラスチックを多く含んだ大量の不燃ごみを全量破碎し減容化させることを目的に整備した施設であり、廃プラスチック類のサーマルリサイクルの実施により原則廃プラスチック類が搬入されない現在とは状況が異なるため、選別精度をさらに向上させ、最終処分量を削減するには設備面で限界がある。粗大ごみ破碎処理施設は、23区内で唯一粗大ごみを処理する施設であり、昭和54年にしゅん工した施設のために建屋等の老朽化がみられる。

これらの課題に対応するため、不燃ごみと粗大ごみを併せて処理する中防不燃・粗大ごみ処理施設（以下「新施設」という。）を新たに整備するものである。

6.2 事業の内容

6.2.1 位置及び区域

対象事業の位置は図 6.2-1及び図 6.2-2に示すとおりである。計画地は、東京港のほぼ中央にある中央防波堤内側埋立地内に位置している。

計画地は図 6.2-3に示すとおりであり、計画地面積が約85,700m²の区域である。その周囲には清掃一組の管理施設である粗大ごみ破碎処理施設、中防処理施設管理事務所及び破碎ごみ処理施設並びに東京都環境局の管理施設である第一排水処理場、中防合同庁舎等があり、一体的に中防処理施設を形成している。

また、周辺には中央防波堤内側ばら物ふ頭、中央防波堤内側内貿ふ頭等の港湾施設があり、計画地の東側には令和2年度6月に供用が開始された臨港道路南北線が通っている。

なお、新施設の整備に当たって、粗大ごみ破碎処理施設は改修等を行わず休止とするため、計画地の対象としない。

6 対象事業の目的及び内容

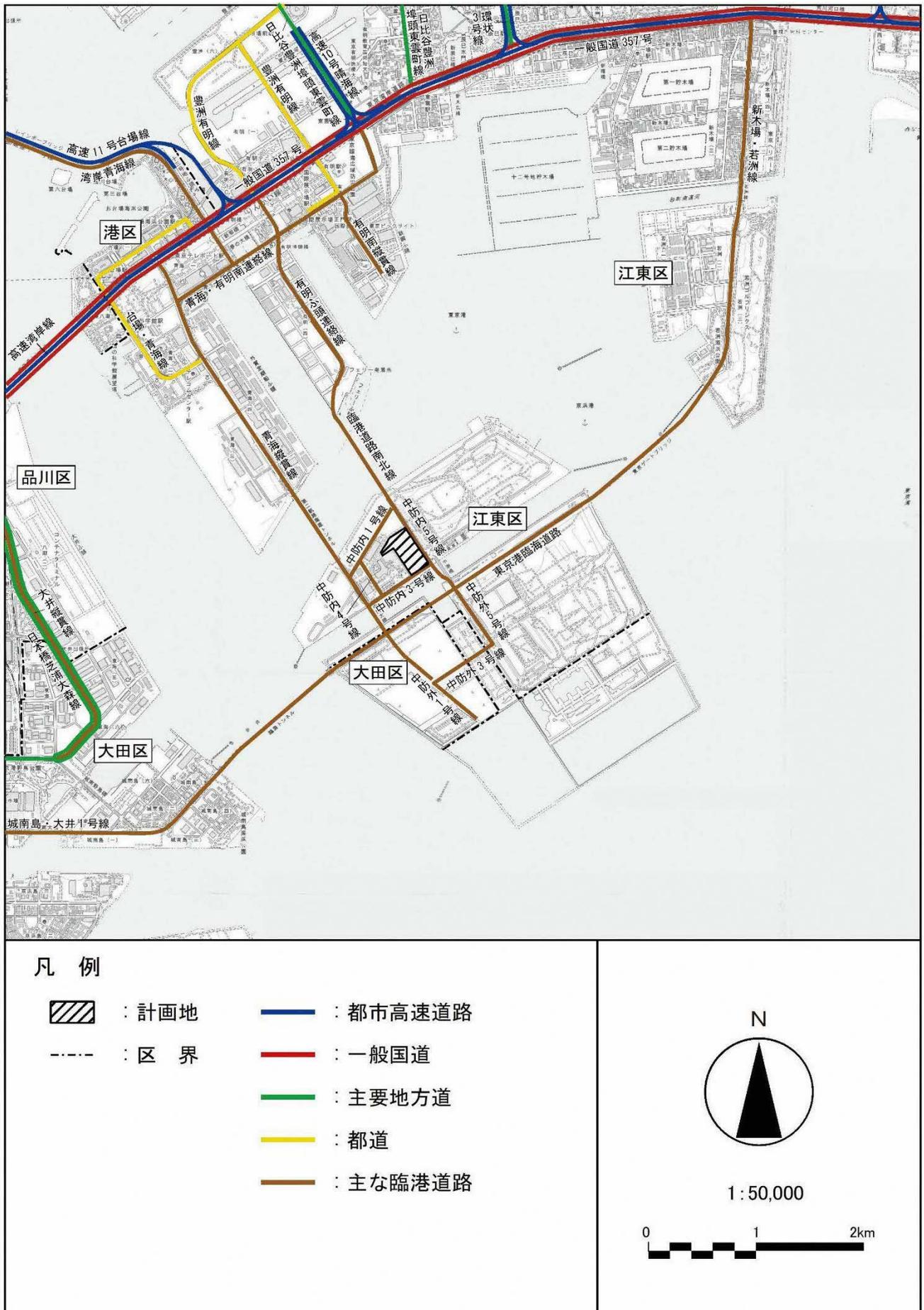


図 6.2-1 対象事業の位置

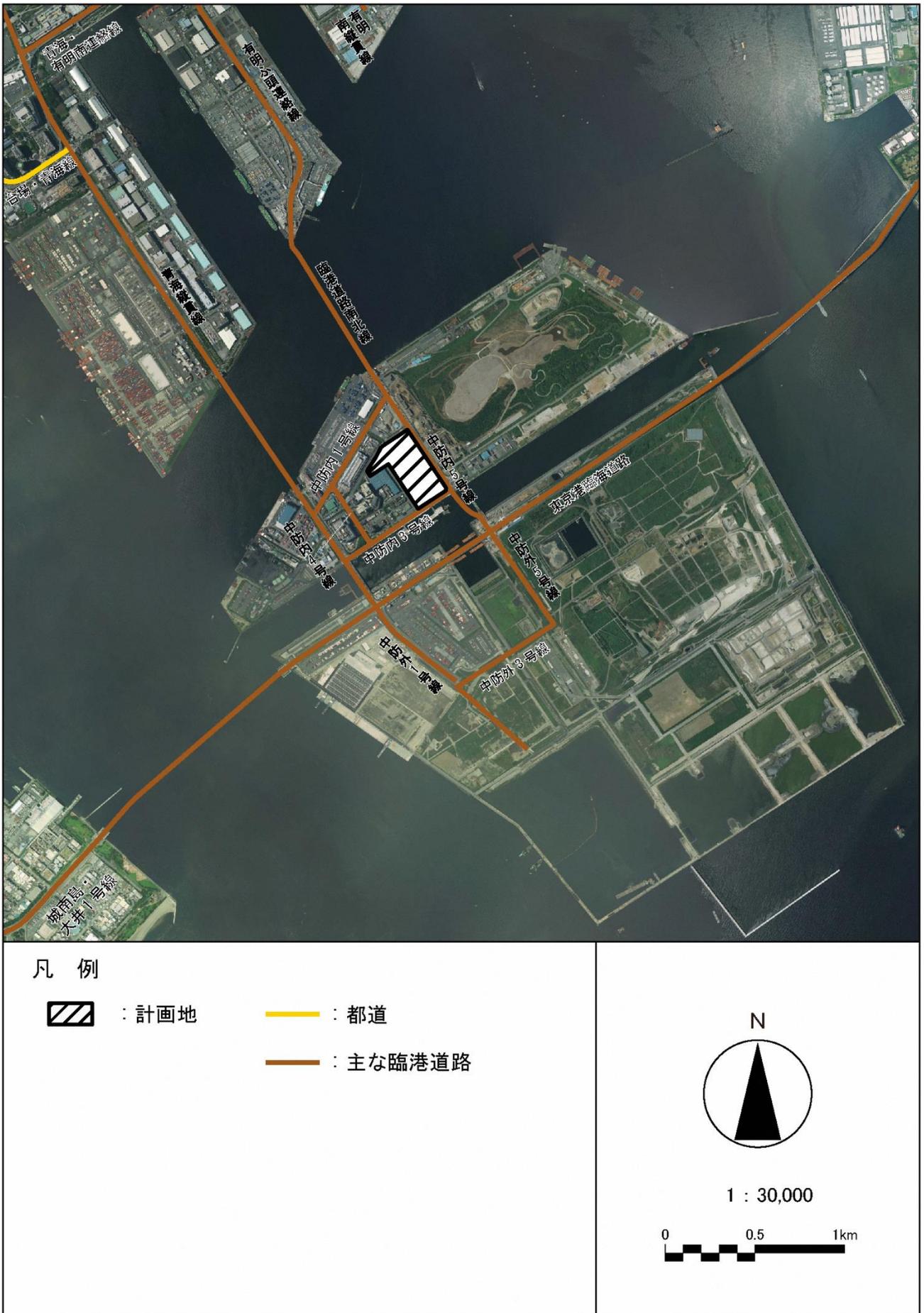
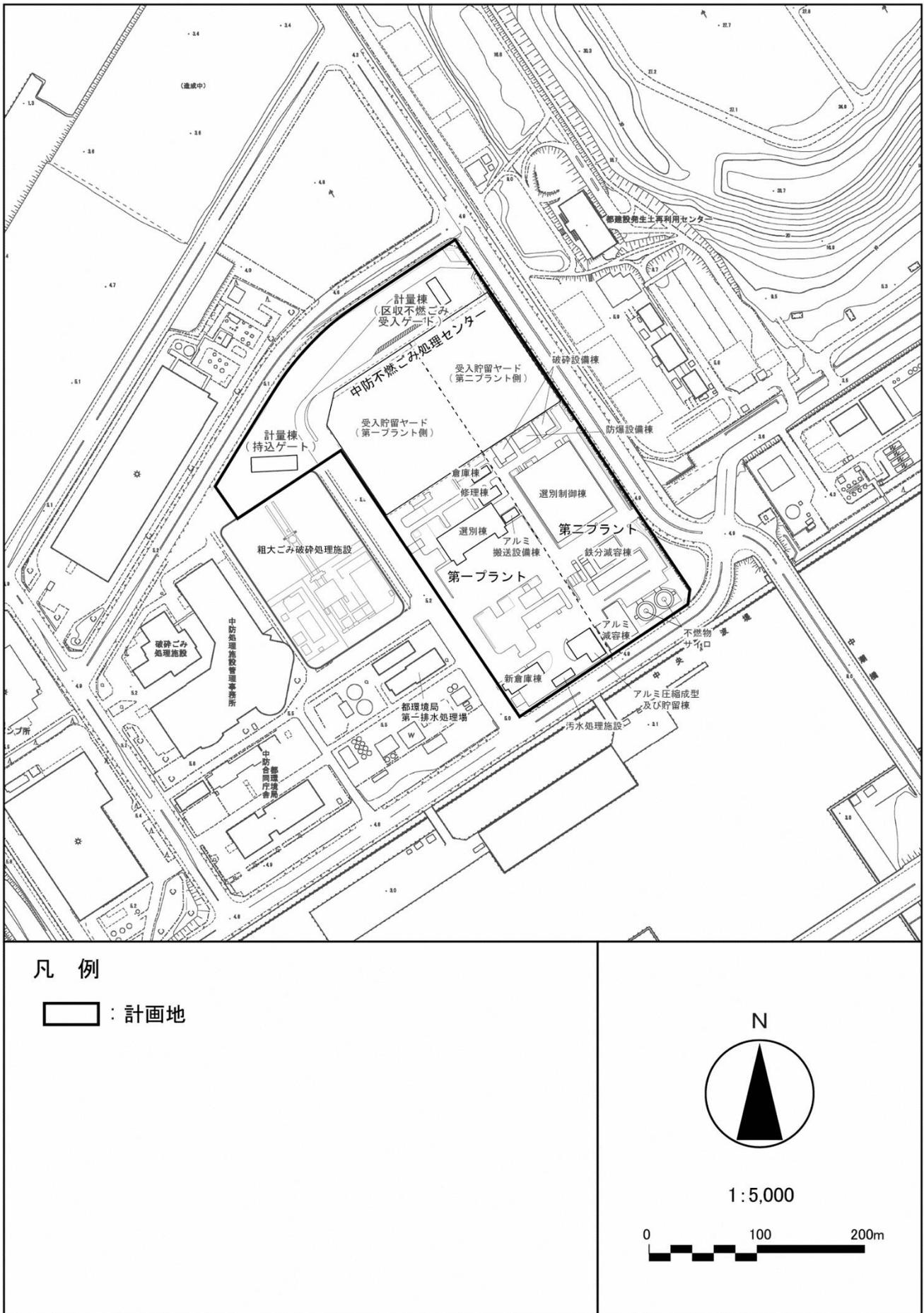


図 6.2-2 上空から見た対象事業の位置



凡例

□ : 計画地



1:5,000



図 6.2-3 計画地

6.2.2 計画の内容

本事業は、計画地にある受入貯留ヤード及び中防不燃ごみ処理センターの第一プラントの跡地（以下「既存施設（整備範囲）」という。）に新施設を整備するものである。

主な施設としては、受入ヤード、破碎設備棟、選別・搬出設備棟及びその他付属施設がある。

6.2.2.1 施設計画

既存施設（整備範囲）及び新施設の概要は、表 6.2-1に示すとおりである。

計画地は中央防波堤内側埋立地内に位置しており、東西水路を挟んだ中央防波堤外側処分場では現在も埋立が行われている。また、図 6.2-1（p.12参照）に示すとおり、計画地の東側では臨港道路南北線、中防内5号線が整備され、それらの道路の東側では海の森プロジェクトによる「海の森公園」の整備が進められている。

このように計画地周辺は、埋立・公園・物流など現在も開発途中にある重要な地域であり、一般の方が多く訪れる「陸・海・空の玄関口」としてふさわしい将来を見据えた計画とする。

なお、駐車場は、7台分（一般用：4台、維持管理用：3台）を設ける。

表 6.2-1 施設の概要

施設区分		既存施設 (整備範囲)	施設区分	新施設	
敷地地盤		A. P. 約+6.17m	敷地地盤	A. P. 約+6.17m	
受入貯留ヤード (第一プラント側)	最高高さ	13.8m	受入ヤード (第一プラント側)	最高高さ	約22m
	構造	鉄骨造		構造	鉄骨造
受入貯留ヤード (第二プラント側)	最高高さ	13.8m	受入ヤード (第二プラント側)	最高高さ	約17m
	構造	鉄骨造		構造	鉄骨造
破碎設備棟 (第一プラント側)	最高高さ	-注)	破碎設備棟 (新施設)	最高高さ	約16m
	構造	-注)		構造	鉄筋コンクリート造
選別棟	最高高さ	24.0m	選別・搬出設備棟	最高高さ	約28m
	構造	鉄骨造		構造	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造
その他付属施設		計量棟等	その他付属施設	計量棟、待機所等	

注)中防不燃ごみ処理センター（整備範囲）の破碎設備棟は、解体・撤去済である。

6 対象事業の目的及び内容

整備事業の工程（予定）は表 6.2-2に示すとおりである。

整備工事の期間は、令和4年度から令和9年度までの間とする。第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設を稼働しながら工事を行うため、整備工事を第Ⅰ期工事と第Ⅱ期工事に分けて整備する。工事期間のうち、第Ⅰ期工事を令和4年度から令和8年度までの間とし、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第一プラント側）と第一プラントの跡地に新施設を整備し稼働させる。その後、第Ⅱ期工事として、中防不燃ごみ処理センターの受入貯留ヤード（第二プラント側）の屋根を解体し、新たに屋根及び壁の設置工事を令和8年度から令和9年度までの間で行う。

整備工事完了後、第二プラント及び粗大ごみ破碎処理施設は災害発生時の災害廃棄物処理に備え休止とする。

施設配置図は図 6.2-4(1)～図 6.2-5(2)、設備配置計画図は図 6.2-6(1)～図 6.2-6(4)に示すとおりである。

また、計画建築物の計画立面図は図 6.2-7(1)及び図 6.2-7(2)、完成予想図は図 6.2-8に示すとおりである。

表 6.2-2 整備事業の工程（予定）

事業年度	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10
整備事業 計画策定	■										
環境影響 評価手続		■									
第Ⅰ期工事 解体・建設					■						
第Ⅱ期工事 解体・建設									■		
施設の操業	既存の中防不燃ごみ処理センター及び粗大ごみ破碎処理施設稼働									新施設稼働	